

# 小型特殊自動車に該当する建設機械や 農耕車をお持ちの人・団体・事業所様へ



## 1. 小型特殊自動車とは

道路運送車両法施行規則第2条及び別表第1で定められている建設用自動車・農耕作業用自動車のうち、大きさと最高速度の要件が合うもの。

## 2. 建設用自動車・農耕作業用自動車とは

### ①建設用自動車とは

ショベル・ローダ、タイヤ・ローラ、ロード・ローラ、グレーダ、ロード・スタビライザ、スクレーパ、ロータリ除雪自動車、アスファルト・フィニッシャ、タイヤ・ドーザ、モータ・スイーパー、ダンパ、ホイール・ハンマ、ホイール・プレーカ、フォーク・リフト、フォーク・ローダ、ホイール・クレーン、ストラドル・キャリア、ターレット式構内運搬自動車、自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車、林内作業車、原野作業車、ホイールキャリア、草刈作業車等  
(国土交通大臣の指定する構造のカタピラを有する自動車及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車)

・上記のうち、大きさと最高速度によって小型・大型特殊自動車に分類されます。

車両の長さ 4.7m以下	⇒	すべての要件の範囲内であれば	小型特殊自動車 [軽自動車税(種別割)の申告]
車両の幅 1.7m以下		要件を1つでも超えると	大型特殊自動車 [固定資産税(償却資産)の申告]
車両の高さ 2.8m以下			
最高速度 15km/h以下			

### ②農耕作業用自動車とは

農耕トラクター、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車(コンバイン)、田植機、薬剤散布機、堆肥散布機、国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車(ただし、国土交通大臣の型式認定を受けていない車両であっても、構造等が小型特殊自動車の規格に該当すれば課税客体となります。)

・上記のうち、乗用装置が有るもので最高速度によって小型・大型特殊自動車に分類されます。

乗用装置の無いもの	⇒	申告不要
乗用装置の有るもの 最高速度 35km/h未満 大きさは関係なし	⇒	小型特殊自動車 [軽自動車税(種別割)の申告]
乗用装置の有るもの 最高速度 35km/h以上 大きさは関係なし	⇒	大型特殊自動車 [固定資産税(償却資産)の申告]



※ 小型特殊自動車に該当する車両は、軽自動車税(種別割)の課税対象です。

公道走行の有無に関わらず、所有されている場合は申告が必要です。(市税条例第49条)

※ 納付された軽自動車税・固定資産税(償却資産)は、確定申告等で収支計算の経費に計上できます。

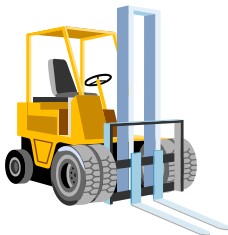
### 3. 軽自動車税（種別割）の申告に必要なもの

事 項	申告に必要なもの
・業者から購入	・販売証明書 ・届出者の本人確認書類 ・仕様書やカタログなど大きさと最高速度のわかるもの
・市外の人から譲受け	・他市の廃車証明書（廃車受付書の場合は譲渡証明書が必要） ・届出者の本人確認書類
・市内の人から譲受け （ナンバープレート付）	・標識交付証明書 ・届出者の本人確認書類 ・標識(ナンバープレート)新しい標識に変更します。 ・譲渡証明書
・市内の人から譲受け （ナンバープレート無し）	・廃車申告受付書 ・届出者の本人確認書類 ・譲渡証明書

※1 譲渡証明書は、確認をとらせていただく場合があります。

※2 登録の日付は、所有した日に遡って届出が必要です。4月2日以降に届出されても、購入日や譲受日で財産として所有した日から課税対象となりますので、ご注意ください。

※3 届出者が所有者と同一住所以外は委任状が必要です。（本人記入の申請書の場合は不要）



【お問い合わせ先】

〒620-8501 福知山市字内記13番地の1  
福知山市役所 税務課市民税係

Tel:(0773)24-7024 受付時間(平日) 8:30~17:15

